

大徳時三三ヶ月以上ノ布工ト云事  
 去又都三ノ差外結過極度  
 三令回ノ争現三ノ有ニ帝現勢中ノ日取ト云事  
 帝現勢中ノ日取ト云事  
 六ノ差三ノ差三ノ差也  
 相和子字 何月二日

二月五日  
 組合代表  
 経理代表  
 相澤 高右衛門  
 市 右衛門  
 市 左衛門  
 市 左衛門  
 市 左衛門  
 市 左衛門

0.5.1  
 2415

芳社第一六一  
 昭和六年三月廿二日  
 警察總監 高橋 守雄  
 内務大臣 安達 謙藏  
 社会局長 吉田 茂

相澤鑛製作所ノ紛議ニ關スル件

再發

昨下北豊島郡辰久所大字船方三ッ五合資會社相澤鑛製作所ハ  
 本年二月廿二日(申月二日)ノ同業議ヲ行ヒタルカ解決條件トシ  
 テ最近賃金制ヲ制定セリ然ルニ本月十八日賃金文拂日ニ工場主  
 ハ経営員カ眞面目ニ屬カサレ理由トシ右ノ契約ヲ履行セサル意  
 思ナリシ爲メ之ヲ察知セル兩金北部文部小澤五人等ハ工場主  
 ニ交渉ヲ行ヒ工場主ハ二十日ニ交渉ヲ肯テ回答セルカ廿日ニ至

發生四、五解決四二一  
 使用労働者  
 爭議参加者  
 關係労働組合 (五ノ方々)